【　説明会からの修正（H27.12.10時点）　】

１２月３日に説明させて頂きました内容の一部を下記のとおり訂正します。

4．平成28年度発注者支援業務等における要件等

３）配置予定管理技術者に対する要件

（ア）予定管理技術者の資格等＜公物管理（河川関係）＞

業務種別	記　載　内　容
（公物管理） ・河川巡視支援 ・河川許認可審査 ・ダム管理支援 ・堰・排水機場管理	・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・１級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者 ・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者※１ （技術士部門と同様の部門に限る） ・河川法第７７条第１項の河川監理員の経験を１年以上有する者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 ＜ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加＞ ・河川法施行規則第27 条の2 第1 項第1 号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2 号の研修を修了した者 ＜ダム管理支援にのみ以下の資格を追加＞ ・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 ＜業務内容に堰・排水機場管理支援が相当程度含まれる場合は以下の資格を追加＞ ・１級ポンプ施設管理技術士を有し、同種・類似業務の経験を５年以上有する者 ＜河川巡視支援にのみ以下の資格を追加＞ ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道−業務：点検・診断） ＜河川巡視支援、河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加＞ ・河川維持管理技術者

35

4．平成28年度発注者支援業務等における要件等

３）配置予定管理技術者に対する要件

（ア）予定管理技術者の資格等＜公物管理（道路関係）＞

業務種別	記　載　内　容
（公物管理） ・道路許認可審査・適正化指導	・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・１級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者 ・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者※１ （技術士部門と同様の部門に限る） ・道路法第７１条第４項の道路監理員の経験を１年以上有する者 ・道路又は河川関係の技術的行政経験を２５年以上有する者 ・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者

~~※ ＲＣＣＭ・ＲＣＣＭと同等の能力を有する者として、ＲＣＣＭ試験に合格しているが執筆等により登録ができない立場にいる者を含む。~~

削除

36

※１のRCCMと同等の能力を有する者の説明は、説明会資料のＰ１６下と同じ内容であり、Ｐ１９の記載内容が異なるため、削除します。